

指定給水装置工事事業者（指定事項変更届出）要領

○ 届出の必要な変更事項等

1 変更（変更のあった日から30日以内）

ア 事業所の名称及び所在地

イ 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法人）

ウ 役員の氏名（法人）

エ 主任技術者の氏名又は免状の交付番号、選任解任

2 給水装置工事事業者の事業廃止・休止・再開

（廃止・休止の日から30日以内、再開の日から10日以内）

○ 必要書類

1 変更

(1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10号）

(2) 添付書類

変更イの場合

（法人） 定款及び登記簿の謄本

（個人） 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

変更ウの場合

（法人） 誓約書及び登記簿の謄本

変更エの場合

給水装置工事主任技術者証の写し、給水装置工事主任技術者免状の写し

健康保険被保険者証の写し（選任の場合）

2 事業廃止・休止・再開

(1) 指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（様式第11号）